

三労発基0609第3号
令和5年6月9日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長

「改正石綿障害予防規則」の周知について（依頼）

平素は労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物・工作物、鋼製の船舶の解体または改修の工事（リフォーム、各種修繕、定期改修を含みます）について、石綿ばく露による健康障害を防止するため石綿障害予防規則が改正され、令和2年10月から段階的に施行されています。

その改正の一つとして、本年10月1日からは、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等による事前調査、分析調査の実施が必要となります。

つきましては、法令改正にご理解いただきますとともに、傘下団体、会員事業場等に対する周知徹底にご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、改正石綿障害予防規則の資料を同封いたしますので、周知等にご活用ください。

石綿に係る情報は、「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

